

## 学校のいじめ対応について（いじめ対応の流れ）

### 1 いじめの発見（担任、学校）～いじめの疑いを含む

いじめが疑われる言動を目撃・発見、本人・保護者の相談・通報、目撃情報など

いじめアンケート調査結果など含む

### 2 学校いじめ対策組織へ報告（校長、教頭）

対策組織会議

『いじめと認知』して対応開始！

\* 報告内容の整理・共有（現在の状況・いじめの状況）

\* 事実関係把握の指示、内容確認

（聴き取り対象、内容、留意点、いつ誰がどのように～）

\* 保護者への連絡（市教委、関係機関へ）

### 3 被害・加害・関係児童生徒への聞き取り

\* 個別に同時進行～「いじめ把握シート」等で同じ視点で聴き取る

\* 事実確認と指導を区別

### 4 いじめの全体像の確認・認知判断

対策組織会議

\* 聴き取り情報の整理（発生日時、場所、内容等）

\* いじめの全体像を把握

～「いじめの背景」や「子どもの心理」など～

継続していじめと認知して対応

#### ○対応方針の決定

\* 児童生徒の安心・安全の最優先

\* 対応策の検討（誰に、何を、どのように等）

\* 役割分担の検討（いつ、誰が、どこで、何を等）

\* スケジュールの検討（いつまでに、何を等）

\* 組織的取組（全教職員に概要、方針、具体策を周知）

#### ○保護者への報告（市教委、関係機関へ）

いじめとして認知しない

○ 保護者への報告 ⇒ 対応完了

\* 認知した案件は、「調査票2-1」及び必要（特別対応）によって「調査票2-2」を作成し局に提出（年3回報告）

### 5 いじめとして認知した事案の対応（例）

対策組織会議

#### 被害児童生徒対応

- 被害児童生徒の安全・安心の確保
- 被害児童生徒理解と心のケア
- 被害児童生徒の意向（ニーズ）確認
- 加害児童生徒との関係修復
- いじめの解消
- 見守りの継続

#### 被害児童生徒保護者対応

- 状況や対応など速やかな連絡・報告
- 保護者の辛さや不安への対応

#### 加害児童生徒対応

- 被害児童生徒の気持ちの理解と反省
- 教育的配慮のもと毅然とした指導
- 自分の行為の責任の取り方
  - \* 謝罪を強要しない 謝罪したいと思わせる指導・助言
- 正しい対人関係構築のスキルを提供
- 被害児童生徒との人間関係の再構築
- 自己有用感や学級への所属感の向上

#### 加害児童生徒保護者対応

- 状況や対応など速やかな連絡・報告
- 怒りや情けなさ、自責の念などの理解

途中経過についても保護者へ連絡が必要。対応状況については、対策組織へ報告・連絡・相談を継続する。

## 6 特別な(重大事態にしない)対応が必要な事案の対応

### 対策組織会議

特別な対応を要するいじめ対応は、「調査票2-1」(局への報告様式)を作成し速やかに提出。

#### 被害児童生徒・保護者対応

- ① 丁寧なアセスメントによりいじめの状況の把握 (SC、SSW等の活用)  
(いじめの背景にある人間関係、被害児童生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童生徒の抱える課題等)
- ② ケース会議において、アセスメントに基づくプランニングの作成  
(被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針、周囲の児童生徒への働きかけの方針等)
- ③ 被害児童生徒及び保護者に、確認された事実、指導・支援方針等の説明、同意

#### 指導・援助プランとモニタリングの実施

- ◆ 3ヶ月を目途に、丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告と心理的状況の把握等を行う。
- ◆ いじめの状況に応じて、警察へ相談するなど、学校外の関係機関との連携。

## 7 いじめの解消の対応・判断

### 対策組織会議

指導・援助プランとモニタリングを3ヶ月程度継続していじめ解消の要件が満たされている状況にある場合は、被害児童生徒及び保護者の同意を得て、いじめの解消となる。全教職員で情報共有。

いじめ解消時には、被害・加害児童生徒及び保護者への確認・連絡は必須。解消の報告を「調査書2-1」で行う。

いじめに係る行為が止んでいる状態の期間	年 月 日	～	年 月 日
解消の要件	(1) いじめに係る行為が止んでいること ・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること(少なくとも3ヶ月を目安)。		
	(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと ・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。 ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認する。		

## 8 いじめの重大事態への対応～法令に従って対応が求められる

### 対策組織から 調査組織設置へ

#### 1 いじめの重大事態の判断・報告

- \* 重大事態に係る対処は、学校の設置者である教育委員会と連携・協力の下で行う必要があることから、校長が重大事態か否かの判断に迷う時は、教育委員会と協議の上、迅速かつ適切に判断する。
- \* 重大事態の発生が確認された場合、学校は、法第30条第1項の規定に基づき、直ちに電話等で教育委員会に重大事態の発生を報告する。その上で、文書にて重大事態発生の経緯を報告する。(この時点で、いじめの有無が確認できていなくてもよい)

いじめ重大事態が発生したと判断した場合は「調査書2-2」を速やかに作成し教育委員会に提出。その後、教育長が教育委員に報告するとともに、市長に報告する。

#### 2 被害児童生徒への支援等

- \* 学校の組織的対応による安全確保と不安解消の支援
- \* 保護者への対応方針及び対応経過の説明
- \* 外部人材や関係機関等と連携した支援

いじめの重大事態の対応について  
は、被害・加害児童生徒及び保護者  
からの聴き取りや対応状況などの  
情報の整理と管理、各種会議の会議  
録等の作成と保管が不可欠。

### 3 加害児童生徒への指導等

- \* いじめの行為に対する毅然とした指導
- \* 教職員、SC等による更生への支援
- \* 保護者への説明や協力関係の構築
- \* 必要に応じた別室等の学習の実施
- \* 警察や児童相談所等の関係機関と連携

### 4 法令に基づく調査の実施と報告

- \* 調査組織の決定と調査の実施
- \* 「不登校重大事態」における調査
- \* 被害児童生徒の保護者に対する情報提供
- \* 教育委員会・地方公共団体の長への報告
- \* 地方公共団体の長による再調査への協力

## 学校用

## 重大事態対応フロー図

### いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

### 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）  
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）  
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）  
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

### 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

#### 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

##### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

##### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

##### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

##### ● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

##### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

#### 学校の設置者が調査主体の場合

##### ● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力